

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 広報東住吉「なでしこ」編集等業務委託

2 契約の相手方

株式会社インターブレーション

3 随意契約理由

本業務では、広報東住吉「なでしこ」を通して市政・区政に関する情報を伝えるとともに、広報紙の関心が低い層へのアプローチを含め、区政への理解や関心を高めるきっかけとなるよう魅力あふれる紙面づくりを行う。その性質上専門性は非常に高く、民間事業者の持つ能力や経験が重要であり、競争入札に適さないため、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により業者選定を行い、審査の結果、株式会社インターブレーションを選定した。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき特名随意契約を締結する。（契約事務審査会審議日 令和7年11月6日）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所総務課（電話番号 06-4399-9927）

随意契約理由書

1 案件名称

「東住吉区 子どもの学習・体験機会の充実（学力向上）」事業業務委託

2 契約の相手方

株式会社トライグループ

3 随意契約理由

本事業は、東住吉区内の大阪市立中学校に在籍する中学２年生及び３年生を対象に、高校等への進学を意識し、標準的問題を解く力を確実に定着させるとともに、難易度の高い問題へチャレンジする意欲を身につけ、発展的理由問題を解く力を育成することを目的とした学習指導を実施するものであるが、事業者には高度で専門的な技術力が求められることから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定に基づき、公募型プロポーザル方式により受注者を決定することとしたものであり、令和８年３月２３日に開催した選定会議において、最も優れた提案を行った株式会社トライグループを受注者として選定したことから、株式会社トライグループを本業務委託の契約相手方とし、特名随意契約を締結する。（契約事務審査会審議日 令和７年１２月２２日）

4 根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

5 担当部署

東住吉区役所保健福祉課（電話番号 06-4399-9923）

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区地域福祉サポート事業にかかる業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人大阪市東住吉区社会福祉協議会

3 随意契約理由

本事業は、「大阪市地域福祉基本計画」に基づき取組を実施しており、「東住吉区地域福祉計画」においても区役所が重点的に取り組む事業として位置付けている。

この取組の実施に際しては、区内全域において地域住民の主体的な地域福祉活動と連携・協働を図るなど、区役所と地域との中間支援機能を有するとともに、各地域における福祉課題の把握や地域資源との連携・協働が可能な能力を有し、かつ公益性や公平性・公正性が担保されている必要がある。

地域住民の地域福祉活動の主となる組織である各地域社会福祉協議会は、それぞれの地域における福祉課題の把握や、地域資源との連携・協働を図りながら活動しており、「社会福祉法人 大阪市東住吉区社会福祉協議会」は各地域社会福祉協議会をとりまとめる組織である。

また、「社会福祉法人 大阪市東住吉区社会福祉協議会」は社会福祉法 109 条に基づき地域福祉の推進を図ることを目的に設立された組織であり、公益性や公平性・公正性が担保され本事業を実施できる唯一の事業者である。

以上のことにより、確実な業務遂行が見込め、業務の円滑な実施を確保する上で有利と認められることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、「社会福祉法人 大阪市東住吉区社会福祉協議会」と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

東住吉区役所保健福祉課（電話番号 06-4399-9851）

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区地域活動活性化促進事業（長期継続契約）

2 契約の相手方

株式会社KEGキャリア・アカデミー

3 随意契約理由

本業務の実施にあたっては、地域活動協議会の担い手を支援する中で主体的に実施計画案や企画を提案し実行する実績と能力が必要であり、民間事業者によるノウハウを活用することで一層の効果の向上が期待できるため公募型プロポーザル方式により業者選定を行い、審査により株式会社KEGキャリア・アカデミーを選定した。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、公募型プロポーザル方式を採用した特名随意契約により締結する。(契約事務審査会審議日 令和7年10月20日)

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所区民企画課（電話番号 06-4399-9626）

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区役所所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続

2 契約の相手方

株式会社ザイマックス関西

3 随意契約理由

本業務の遂行にあたっては、市設建築物等の建築年数、規模及び設備等の状況を理解し、施設所管担当からの相談に対して適切な実施方法を提案するとともに、自ら点検・修繕を実施するために、高度で専門的な技術力や知識等を要する。

また、設計・監理業務を適正に行うことができる知識及び経験を有していることや、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることなど、本業務を公正に行うことができる能力が求められ、それらの性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社ザイマックス関西の評価点が高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社ザイマックス関西と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。（契約事務審査会審議日 令和7年2月3日）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所総務課（電話番号 06-4399-9734）

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区民間事業者を活用した小学3、4年生対象の課外学習会（学習塾なでしこ）
業務委託

2 契約の相手方

株式会社イング

3 随意契約理由

本事業は、小学生を対象に民間事業者の持つノウハウなどを活用した放課後における課外学習会を実施するものであるが、事業者には高度で専門的な技術力が求められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、公募型プロポーザル方式により受注者を決定することとしたものであり（令和7年12月22日開催の契約事務審査会において審議済）、令和8年3月9日に開催した選定会議において、最も優れた提案を行った株式会社イングを受注者として選定したことから、株式会社イングを本業務委託の契約相手方とし、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所保健福祉課（電話番号 06-4399-9923）

随意契約理由書

1 案件名称

矢田駅周辺エリア活性化推進業務委託

2 契約の相手方

エリア活性化推進業務共同事業体

3 随意契約理由

本業務は、「東住吉区まちづくりビジョン」に則り、「都心にほど近い、便利な暮らし」の実現に向け、エリアリノベーションの考え方のもと、業務を委託するものである。

事業者を選定するにあたり、非常に専門性が高く、行政では持っていないノウハウが必要であることから、競争入札に適さないため、公募型プロポーザル方式を実施し、エリア活性化推進業務共同事業体を選定された。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、同社と特名随意契約を締結する。（契約事務審査会審議日 令和8年6月16日）

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所総務課（電話番号 06-4399-9976）